

# 情報公開手数料の改正案

総務部総務課

## 1、用語の説明

### 【市民等】

東村山市情報公開条例では、「市民等」という言葉は「第5条の規定により公文書の公開を請求できるもの」を指します。具体的には以下に挙げる人や法人、団体が「市民等」に該当します。

- (1) 東村山市内に住んでいる者
- (2) 東村山市内に事務所又は事業所を持つ個人・法人・その他の団体
- (3) 東村山市内にある事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 東村山市内にある学校に在学する者
- (5) 前各号に定めるもののほか、実施機関が行う事務事業に直接利害関係を有するもの（そのものの利害関係に係る公文書の公開に限る）



市民等 = 東村山市に在住・在勤・在学の方、市内の事業者・団体、

市が行う事業に直接利害関係を有するもの<sup>※1</sup>

※1：「市が行う事業に直接利害関係を有するもの」とは、おおむね次のとおりです。アイウの具体例は、後ろに添付した別紙にあります。

ア 実施機関の行った処分により、自己の権利利益に直接影響を受け、又は受けるおそれがあると認められるとき。

イ 市の公の施設(指定管理施設を含む)の利用者が、当該施設の利用に関して自己の権利利益に直接影響を受け、又は受けるおそれがあると認められるとき。

ウ 市内に土地又は建物を所有する者が、市の都市計画、施設建設、道路工事等によって当該土地又は建物に直接影響を受け、又は受けるおそれがあると認められるとき。

## 2、改正案

現在、東村山市情報公開条例に基づき公文書を公開するときは、原則すべての請求者から公開手数料（公文書1件名1回につき100円）を徴収しています。これを、次の（1）（2）のとおり改正したい。

（1）「市民等」から請求があり公文書を公開するときは、公開手数料を徴収しないこととします。

（2）「市民等」に該当しないもの<sup>※2</sup>から公文書の公開を求める申出があり、市がこれに応じて公文書を公開するときは、これまで通り公開手数料を徴収することとします。公開手数料の金額は、現行と同じ公文書1件名1回につき100円とし、公開手数料の金額等を定めている条例別表の内容は改正しません。

※2：「市民等」に該当しないものとは、次のアイのとおりです（実施機関が行う事務事業に直接利害関係を有するものであり、当該利害関係に係る公文書の公開を受ける場合を除く）。

ア 東村山市に在住・在勤・在学のいずれでもない者

イ 東村山市外にしか事務所又は事業所を持たない事業者・団体

## 3、現条例の情報公開手数料規定

（公開手数料等）

第16条 公文書の公開については、別表に定めるところにより公開手数料を徴収する。

2 既納の公開手数料は、還付しない。

3 公開に係る公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

4 市長は、請求人が行政手続法（平成5年法律第88号）及び東村山市行政手続条例（平成7年東村山市条例第20号）に基づく文書の閲覧、書面の交付を請求する場合で、特に必要であると認めるときは、公開手数料を減額又は免除することができる。

別表（第16条）

公開手数料

| 公開の区分 | 公文書の種類           | 金額            |
|-------|------------------|---------------|
| 閲覧    | 文書、図画、写真、電磁的記録   | 1件名1回につき 100円 |
| 視聴    | フィルム（映画フィルムを除く。） | 1件名1回につき 100円 |
|       | 映画フィルム           | 1巻1回につき 100円  |

|       |                |          |      |
|-------|----------------|----------|------|
|       | ビデオテープ         | 1巻1回につき  | 100円 |
|       | 録音テープ          | 1巻1回につき  | 100円 |
| 写しの交付 | 文書、図画、写真、電磁的記録 | 1件名1回につき | 100円 |

備考

- 1 1件名とは、事案決定手続等を一にするものをいう。第7条の規定による公文書の部分公開の場合においても、同様とする。
- 2 閲覧に引き続いて当該閲覧に係る公文書の写しを交付する場合には、当該閲覧及び写しの交付に係る公開手数料は、閲覧の場合の公開手数料によるものとする。

## 4、公開時に請求者が納付する金額の変化

現行 ……「市民等」に該当するか否かに係わらず、公開手数料の納付が必要。

- 「閲覧」を希望した場合

公開手数料  
(公文書1件につき100円)

- 「写しの交付」を希望した場合

公開手数料  
(公文書1件につき100円)

+

写しの作成費用(コピー代) ※3  
(片面1枚につき10円)

※3: 「写しの作成費用」及び「写しを郵送で受け取る場合の郵送料」については、実費相当分を請求者が負担するという私契約の位置づけのもと、「雑入」として市が徴収しているものであり、使用料・手数料には当たりません。

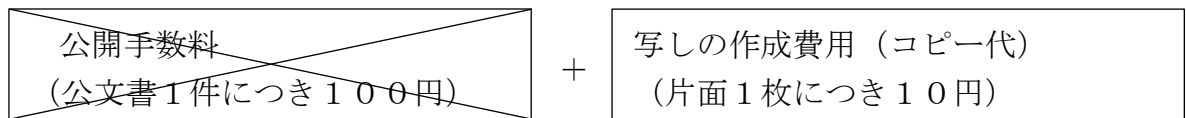
改正案 ……「市民等」に該当する請求者に限り、公開手数料は不要となる。

(1) 市民等の場合

- 「閲覧」を希望した場合 ……費用負担無し

~~公開手数料  
(公文書1件につき100円)~~

- 「写しの交付」を希望した場合・・・写しの作成費用（郵送希望者は郵送料含む）のみ納付が必要。



- (2) 市民等に該当しない場合・・・**現行**と変わりなく公開手数料の納付が必要。

## 5、他自治体の規定状況

- (1) 東京都内（町村除く）49自治体では、約7割が公開手数料を無料<sup>※4</sup>と定めています。請求者がその自治体の住民であるか、営利目的（事業利用目的をいう。）の請求であるかといった条件を定めず、原則すべての請求について公開手数料を有料と定めているのは、東村山市を含む4自治体のみです。

※4：写しの作成費用及び写しの郵送料は、いずれの自治体も有料。

### ●東京都内（町村除く）49自治体の公開手数料規定

|   |   |   |
|---|---|---|
| ア | 無料  | 34自治体（69.4%）<br>※市部は18市                               |
| イ | 当該自治体の住民ではない者からの請求や営利目的の請求（事業者からの請求）など、一定の条件に該当する場合に限り、有料 | 11自治体（22.4%）<br>※市部は6市<br>武蔵野市、青梅市、府中市、国分寺市、東久留米市、羽村市 |
| ウ | 原則すべての請求について有料  | 4自治体（8.2%）<br>中央区、品川区、昭島市、 <u>東村山市</u>                |

- (2) 当市周辺自治体の規定は下表のとおりです。

### ●周辺自治体の公開手数料規定（有料の場合は公開する公文書1件あたりの額）

|     |    |
|-----|----|
| 小平市 | 無料 |
| 清瀬市 | 無料 |

|       |   |
|-------|---|
| 東久留米市 | 市内在住・在勤・在学者及び市内法人・団体は無料。それ以外は1件150円。  |
| 西東京市  | 無料  |
| 東大和市  | 無料  |
| 武蔵村山市 | 無料  |
| 立川市   | 無料  |
| 国分寺市  | 市民か否か・事業者か否かは問わずに、公文書公開請求書の「情報を使用する目的」欄で「営利目的」を選択した場合は1件100円。「非営利目的」を選択した場合は無料。 |

(3) 都道府県では、東京都を含め96%が公開手数料を無料としています(香川県と和歌山県のみ原則すべての請求について有料)。都外の市町村も無料としているところが大半です。

国は、原則すべての請求について有料(1件300円)と定めています。

※「情報公開は住民参加等を目的とする制度であるため、手数料徴収が制度利用の妨げにならないように」という考えから、手数料を無料としている自治体が多いという現状があります。情報公開条例は昭和59～60年代に地方自治体から先に制定が始まり、国は遅れて行政機関情報公開法を平成13年に施行しました。

## 6、当市の公開手数料の納付の推移

### 情報公開の請求数・手数料収入額等(市民等・市民等以外の内訳)

| 年度   | 請求数        |    | 合計数 | 手数料収入   | 合計額     | 写し100枚を超える請求数 |
|------|------------|----|-----|---------|---------|---------------|
| 21年度 | 市民等からの請求   | 63 | 84  | ¥40,800 | ¥45,300 | 20件           |
|      | 市民等以外からの請求 | 21 |     | ¥4,500  |         | 1件            |
| 22年度 | 市民等からの請求   | 59 | 78  | ¥34,200 | ¥44,000 | 12件           |
|      | 市民等以外からの請求 | 19 |     | ¥9,800  |         | 2件            |

| 年度    | 請求数        |    | 合計数 | 手数料収入   | 合計額     | 写し 100 枚を超える請求数 |
|-------|------------|----|-----|---------|---------|-----------------|
| 23 年度 | 市民等からの請求   | 34 | 53  | ¥9,600  | ¥16,000 | 8件              |
|       | 市民等以外からの請求 | 19 |     | ¥6,400  |         | 3件              |
| 24 年度 | 市民等からの請求   | 18 | 29  | ¥3,300  | ¥8,200  | 1件              |
|       | 市民等以外からの請求 | 11 |     | ¥4,900  |         | 1件              |
| 25 年度 | 市民等からの請求   | 30 | 41  | ¥22,200 | ¥23,900 | 7件              |
|       | 市民等以外からの請求 | 11 |     | ¥1,700  |         | 1件              |
| 26 年度 | 市民等からの請求   | 17 | 31  | ¥4,400  | ¥8,500  | 3件              |
|       | 市民等以外からの請求 | 14 |     | ¥4,100  |         | 1件              |
| 27 年度 | 市民等からの請求   | 18 | 38  | ¥10,600 | ¥15,900 | 1件              |
|       | 市民等以外からの請求 | 20 |     | ¥5,300  |         | 3件              |
| 28 年度 | 市民等からの請求   | 33 | 49  | ¥7,400  | ¥9,200  | 6件              |
|       | 市民等以外からの請求 | 16 |     | ¥1,800  |         | 5件              |
| 29 年度 | 市民等からの請求   | 33 | 55  | ¥6,500  | ¥9,300  | 5件              |
|       | 市民等以外からの請求 | 22 |     | ¥2,800  |         | 3件              |
| 30 年度 | 市民等からの請求   | 42 | 55  | ¥23,800 | ¥26,500 | 13件             |
|       | 市民等以外からの請求 | 13 |     | ¥2,700  |         | 1件              |

| 過去<br>10年<br>平均 | 請求数  |                 | 年間手数料収入<br>の平均額   |                    | 写し100枚を<br>超える請求数 |    |
|-----------------|------|-----------------|-------------------|--------------------|-------------------|----|
|                 | 年51件 | 市民等             | 年35件<br>(68.6%)   | ¥16,280<br>(78.7%) | ¥20,680           | 8件 |
| 市民等<br>以外       |      | 年16件<br>(31.4%) | ¥4,400<br>(21.3%) | 2件                 |                   |    |

## 7、本改正案とした理由

- (1) 「市民等に該当しないもの」は引き続き公開手数料を有料とする理由としては、「情報公開」を住民が行政運営に参加するための制度、あるいは住民に対する説明責任と考えれば、住民以外は主権者でない以上、無償で制度の利用を保証する必要性は低いと考えるためです。

なお、東村山市では住民だけでなく、東村山市に在勤・在学する者、市内にある事業所・団体、市が行う事業に直接利害関係を有するものも含めて「市民等」と定め、情報公開請求権を等しく認めています。これは、市の現実の行政サービスは住民のみを対象にしているのではなく、通勤・通学者をはじめ、行政区域内に土地・建物を有しているものなどにも及んでいることから、これらを含めて「広義の住民」と考えたものです。

- (2) 「市民等に該当しないもの」からの公開請求数の割合が、近年増えています。過去10年のうち前半5年間（平成21～25年度）の年平均は28%、後半5年間（26～30年度）は37%と10%近く増え、全体の4割弱となっています<sup>※5</sup>。また、「市民等に該当しないもの」からの請求の7割以上が、市外の個人ではなく事業者からであり事業利用目的と推測されるため、市民等と同様に公開手数料を無料とするのではなく、相応のコスト負担を求めたいと考えます。

すべての公開請求について手数料を無料とすると、これまで公開手数料がかかるために請求を控えていた主に市外事業者からの請求が増え、大量請求があれば対応する市職員の事務時間が過大になる可能性があります。東村山市では平成26年度に市外の学習塾事業者から、「市立中学校7校がそれぞれ保有するテスト問題と模範解答2年分」という合計3,000枚近くにのぼる公開請求が1件あり、各校教師や教育委員会職員が休日出勤や残業をしてテスト問題のコピー・点検をする事態になりました。

他自治体では、神奈川県横須賀市（平成20年4月～）、埼玉県草加市（平成22年4月～）、愛知県春日井市（平成27年8月～）、千葉県柏市（平成29年4月～）など、営利目的のものも含めた公開請求件数の増大に伴い、公開手数料を無料から「すべての請求を有料（市民も有料）」に改正した自治体もあります。

※5：後ろに添付の別紙資料あり

(3) 公開手数料は、過去10年間（平成21～30年度）の収入の年平均が20,680円という少額です。このうち、市民等からの納付額は年平均16,280円であり、この分を無料化しても市の大きな歳入減にはなりません。

(4) 一年間に出される公開請求の数は、市立保育園の指定管理者選定があった平成20年度の129件をピークに84件、78件、53件と減り、直近の5年間（平成26～30年度）は年平均46件とピーク時の4割以下に減っています。これは、審議会の会議録や指定管理者の選定情報、一般に「決算統計」と呼ばれる地方財政状況調査表、市議会の政務活動費の会派別一覧表、議長交際費の支出明細など、以前は情報公開請求がなければ公開していなかった資料を、各課が情報コーナーや市HPで公表するようになったことが影響していると思われます。

請求数は、市民の中で意見が分かれる大きな事業や市議会で問題点を指摘された事業があったときに増大する傾向がありますが、公開請求を実際に行った者（事業者・団体を含む）は直近5年間で年平均30名程度と少なく、ほとんどの請求者が特定の調べたいことがあるために公開請求をしています。大阪府吹田市や横浜市など他自治体で問題となった、行政事務の混乱を招くようなあまりにも多大な請求が市民等から繰り返し出されたことはありません（市外事業者からの大量請求は平成26年度1件あり）。

公開請求をするには、公開請求書の記入・提出、公開文書の写しの受取り、写しの作成費用の支払といった手続が必要であり、原則一回は市役所へ来庁しなければなりません。請求から文書が公開されるまではおよそ2週間かかります。一定の時間と手間がかかることから、公開手数料が無料になったという理由のみで、市民等からの請求が飛躍的に増え、市職員の事務負担が過大に増えるおそれは少ないと考えます。

ちなみに平成29年7月1日から公文書開示手数料を廃止した東京都においては、平成22年度から毎年1万件を超える開示決定をしており、平成28年度と30年度の決定件数を比較すると6%増と微増にとどまっています。ただし、東京都は手数料無料化と同時にインターネット上での無料情報提供サービスを始めていることや、もともと請求対象の多くが工事設計書や診療所台帳など事業者からの請求であることから、当市とは状況がかなり異なります。

(5) 既に東京都内でも公開手数料を規定を見直し、一部有料化している自治体があります。次の表のとおりいろいろな類型があるなかで、本改正案が最も適切と判断しました。

※平成12～17年頃に一部有料に条例改正した自治体が多く、近年に改正したのは青梅市（平成31年4月施行）、足立区（平成26年3月施行）、江戸川区（平成28年12月施行）です。



| 類型                        | 公開手数料を有料とする範囲  | 該当自治体       |                    |
|---------------------------|--|-------------|--------------------|
|                           |  | 26市         | 23区                |
| A<br>市民等以外<br>有料型         | 次の「 <u>市民等</u> 」以外は1件100円とする<br>・市内在住・在勤・在学者<br>・市内にある事業所・法人・団体<br>・市が行う事務事業に直接利害関係を持つ個人・法人・団体   | 武蔵野市<br>羽村市 |                    |
|                           | ・市内在住・在勤・在学者<br>・市内にある事業所・法人・団体<br>上記以外は1件150円とする  | 東久留米市       | 荒川区<br>※1件<br>300円 |
| B<br>営利目的<br>有料型          | 市民等であるか、事業者であるかを問わずに、公文書公開請求書の「情報を使用する目的」欄で「 <u>営利目的</u> 」を選択した場合は1件100円とする  | 国分寺市        |                    |
| C<br>AとBの<br>合体型          | 次の①②に該当する場合は1件200円とする<br>①・市内在住・在勤・在学者<br>・市内にある事業所・法人・団体<br>上記からの請求であっても、公開請求書の「情報を使用する目的」欄で「 <u>営利目的</u> 」を選択した場合<br>②上記以外（市外在住、市外にある事業所・法人・団体）からの請求 | 府中市         |                    |
| D<br>特定文書<br>のみ有料型        | 区民であるか、事業者であるかを問わずに、規則で定める特定の文書（旅館・飲食店・薬局・美容院等の開設や営業許可書）の請求のみ1件300円とする<br>※ほとんどの請求が事業者からで上記特定文書に集中しているという事情あり  |             | 中野区<br>板橋区         |
| E<br>部分公開の<br>閲覧のみ<br>有料型 | 区民であるか、事業者であるかを問わずに、非公開情報が記録されているため部分公開決定となった文書を <u>閲覧</u> する場合は、 <u>マスキング処理費用</u> （手数料ではないとのこと）としてマスキングした文書のみ1枚につき10円とす                               |             | 足立区<br>江戸川区        |

|                           |  |                               |  |
|---------------------------|--|-------------------------------|--|
|                           | <p>る</p> <p>※部分公開で閲覧する文書のうち、マスキングしていないページには費用がかからない</p> <p>※写しの交付の場合は、部分公開決定でもマスキング処理費用は不要で、いわゆる実費（写しの作成費用1枚10円）のみとなる</p>  |                               |  |
| F<br>大量請求の<br>閲覧のみ<br>有料型 | <p>市民であるか、事業者であるかを問わずに、大量請求の場合のみ、<b>閲覧手数料</b>を100枚までごとにつき100円とする。</p> <p>※写しの交付の場合はいわゆる実費（写しの作成費用1枚10円）のみとなる</p> <p>※大量請求とは、請求から60日以内にすべての公開決定を終えようとする事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため、分割して公開決定をするときをいう。</p> <p>※これに近いのが和歌山県（平成25年1月～）の「閲覧の場合のみ、手数料を40枚までは4枚ごとに付き10円、40枚を超えると40枚ごとに付き100円とする」である。</p> | 青梅市<br>(平成30年9月議会で可決。31年4月施行) |  |

### ●類型B～Fの問題点

- ア 類型B・Cにある「請求者が請求目的を『営利目的』と申出した場合に有料とする規定」は、事業者からの請求で明らかに業務で使う目的と推測できても、「営利目的ではない」と請求者に申出されれば市はそれ以上調査することが出来ないため、実質的に営利目的の請求を見分けることは不可能であり、規定の有効性が薄いと考えます。
- イ 類型Dは、東京都と23区は旅館・薬局・飲食店・美容院等の開設等許可権限を持っており、公開請求のほとんどが事業者からの当該許認可文書の公開を求めるものときいています。東村山市は上記の開設許可権限をもっておらず、事業者から請求が集中している特定の文書は無いため、この類型とする必要性はありません。
- ウ 類型E・Fは、市民か否か・営利目的か否かは問わず、「閲覧でかつ一定の条件に合致した場合」のみ手数料（又はマスキング処理費用）がかかるというものです。公開の仕方が「閲覧」であっても、公開決定の起案書決裁時に公開文書の写しを添付するため最低一回は職員が公開文書のコピーを作成することなどから、「写しの交

付」の写し全枚数につき1枚10円よりは低い額ですが、経費の一部を請求者に負担して頂くという考え方です。

しかしこの考えでは、請求者が「写しの交付」を希望した場合は請求者へ渡す写し作成の実費負担のみで市の経費に係る負担は求めないのに、「閲覧」を希望した場合のみ経費の負担を求めることになり、制度設計として不公平ではないかと考えます。

東村山市では「写しの交付」でなく「閲覧」を選択する請求者はごく少ないことから（年3～4件）、仮にこの類型をとっても手数料を支払う請求者は少ないと予想できますが、制度設計として不公平感があることから、この類型をとるのは適切でないと考えます。



以上のことから、類型Aの「市民等以外は有料型」が、公開手数料の有料・無料対象者の判別が明確であり、東村山市の状況に合っており、最も市民の理解を得られると判断しました。